

平成28年 2月16日

平成28年

第2回大田区教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 28 年第 2 回大田区教育委員会定例会会議録

平成 28 年 2 月 16 日（火曜日）

1 出席委員（6名）

芳 賀 淳 委 員	委員長
藤 崎 雄 三 委 員	委員長職務代理者
横 川 敏 男 委 員	
鈴 木 清 子 委 員	
尾 形 威 委 員	
津 村 正 純 委 員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	松 本 秀 男
教育総務課長	水 井 靖
副参事（教育政策担当）	曾 根 暁 子
副参事（教育施設担当）	酒 井 敏 彦
学務課長	森 岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅 野 哲 郎
副参事	長 塚 琢 磨
学校職員担当課長	佐 藤 國 治
教育センター所長	岩 田 美 恵 子
大田図書館長	五ノ井 巖 暢

3 日程

日程第 1 教育委員の報告事項

日程第 2 議案審議

第 6 号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

第 7 号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

第 8 号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 9 号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第 10 号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

~~~~~  
(午後 2 時開会)

#### ○委員長

ただいまから、平成28年第2回大田区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に横川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。

本日は津村教育長より報告がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

資料1) 東京都教育施策大綱(平成27年11月)抜粋

資料2) 「SNS東京ルール」の策定について

本日は私から「SNS東京ルール」の策定についてご報告をさせていただきます。

この「SNS東京ルール」につきましては、東京都教育委員会が発行している「とうきょうの教育」小学校版・中学校版の第107号で特集され、委員のお手元には既に配付されていると思っておりますし、ご覧いただいているかと思っておりますので、かいつまんでご報告をさせていただければと思っております。

お手元に資料をお配りしておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

まず、1枚目のA4判縦の資料(東京都教育施策大綱《抜粋》)をご覧ください。昨年11月に策定されました東京都教育施策大綱の「第3章 重点事項に係る今後の取組」の中で、重点事項VI「子供たちの健全な心を育む取組」として「方針2 学習への弊害や陰湿ないじめの温床となるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等について、適正な使い方の啓発等を強化します」ということで、「東京都独自のルールを策定することなどにより、学校、家庭等が一体となって、子どもたちの適正なSNS利用に向けた取組を推進します。」という方針が掲げられております。「SNS東京ルール」につきましては、この東京都教育施策大綱の方針に基づきまして策定をされたものでございます。

次に、2枚目のA4横の資料(「SNS東京ルール」の策定について)をご覧ください

たいと思います。

この資料は、東京都教育委員会がホームページ上で公開をしているものでございます。

まず、「1 『SNS東京ルール』策定の趣旨」でございますけれども、「いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定する。」「児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力に推進していく。」となっております。

次に、「2 現状」でございますが、「(2) ネット利用に関するルールづくりの状況」をご覧くださいますと、東京都教育委員会が実施した「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」の結果がありますが、結論といたしまして、「家庭等でルールを決めているか」ということについては、「ルールがない中で、児童・生徒はインターネットを利用している。」。また、「SNSの利用時間について」は、「高校生の4人に一人が3時間以上SNSを利用している。」となっております。また、これについて表の数字をご覧くださいますと、小学校が12.0%、中学校が19.3%となっておりますけれども、つまり、小学生にしても8人に一人、中学生にしても5人に一人は、一日3時間以上SNSを利用しているという現状があるということでございます。また、併せて「年齢が上がると、夜10時以降までSNSを利用している。」というのがデータとして示されております。続いて、「(3) SNSによるトラブルの状況」でございますが、「年齢が上がると、トラブルが増加している。」とあります。それから、「(4) コミュニティサイト等で被害を受けた児童・生徒の状況」ですけれども、「被害児童・生徒の数は年々増加し、約8割はスマートフォンでアクセスしている。」。それから、「被害児童・生徒のうち、約95%はフィルタリングを利用していない。」となっております。「(5) スマートフォン等の使用時間と学力の関係」ですが、「スマートフォン等を長時間使用している生徒は、学力、学習状況調査の正答率が低い。」という結果が出てきております。

次のページをご覧ください。「3 情報機器の長時間使用による健康被害」について記載されております。「(1) 情報機器の使用と睡眠の関係」でございますけれども、「携帯電話・スマートフォンとの接触時間が長い子どもほど、就寝時刻が遅い。」。それから「就寝時刻が遅い子どもほど、自分のことが好きと回答する割合が低く、なんでもないのでイライラすることがあると回答する割合が高い。」とあります。また(2)では「情報機器の使用とブルーライトとの関係」が、(3)では、「インターネット等の長時間利用による健康面の変化(高校生)」の数字が記されております。

右隣の「5 インターネット利用のルール」をご覧くださいますと、「(2) ルールづくりの状況」がございます。これは高校生の例ではございますが、利用時間に関するルールのところでは、「利用時間のルールを決めている高校生」は9.7%で、そのうち「利用時間のルールを守っている高校生」は58.8%という状況でございます。「(3) ルールづくりへの意識」というところでは、「ルールは必要ないと思う高校生」が48.5%にのぼっているということでございます。そういったことを受けて、「ルールの必要性とルールづくりの視点、方法等を周知していくことが重要」だと、そういう認識に至っているわけでございます。

3ページをご覧ください。この図の左側がルールづくりに関する記載になっておりまして、右側には、子どもが身に付けるべき知識、資質、能力の育成について記載されてお

ます。

左側のルールづくりにつきましては、「SNS東京ルール」が5点にわたり記載されておりまして、それを踏まえて学校や家庭でルールを定める必要があるということが記載されております。

それから右隣の、「SNS利用に向けた学校の指導」のところでございますが、そこに「児童・生徒が身に付ける力」といたしまして6点の項目が掲げられております。その身に付ける力を育成するために、発達段階に応じた指導の推進ということで「カリキュラムモデルの提示」であるとか、「補助教材の作成・配布」、それから「特色ある取組成果の普及」というものが掲げられているところでございます。

このような東京ルールを踏まえた各学校、あるいは各家庭におけるルールづくり、また児童・生徒が身に付けるべき知識、資質、能力の育成に向けた具体的なスケジュールにつきまして、一番下の欄に、「8 今後のスケジュール」というものが示されているところでございます。

昨年11月に東京ルールが発表になりました。その後、全校、あるいは区市町村教育委員会に対する説明が行われ、学校においては平成28年1月から学校ルールの検討を開始してくださいということでございまして、年度いっぱい3月まで検討し、その検討を踏まえて4月には保護者会を開催していただいて、それから家庭ルールの検討を開始してください。5月、6月に取組強化期間というものが設定されておりますけれども、こういった中で学校ルール等について、生徒総会に諮るなどの手順を踏んで、策定に向けて取組を進めていただきたい。それから、家庭のルールについても、7月末の保護者会に向けて、家庭における検討を進めていただきたいということでございます。そして、平成29年1月に取組状況調査を行って、次の年度につながっていくという形になっております。あわせて、補助教材、あるいはカリキュラムモデルの検討を行って、その提示を行い、それに基づき、各学校において児童・生徒が身に付ける力の育成に向けた学習を進めていくというのが、東京都が示したスケジュールでございます。

また、新年度に入って情報モデル推進校というものを東京都が指定をする予定になっておりまして、9月以降につきましては、その情報モデル推進校における取組成果の普及についても図っていくということを東京都は考えております。

なお、大田区といたしましても、「情報モラル講習会」というものを全校で取組んでもらおうと思っております。新年度で予算計上しておりますので、それもあわせて活用していただきながら、この取組を進めていければと考えているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

## ○委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告にご意見、ご質問はありませんか。

## ○尾形委員

貴重な資料と一緒に説明いただきましてありがとうございました。

「SNS東京ルール」の策定について、その内容がよくわかりました。

皆様、いただいた資料（「SNS東京ルール」の策定について）の1ページを見ていただけますか。

確かにSNSを使っただけの大きな事件が引き起こされており、危険性が常につきまといているのかなと思います。また、ここにありますように、スマートフォン等を長時間利用している児童・生徒は、学力・学習状況調査の正答率が低いという結果も出ております。しかし、これは非常に便利な道具でありますし、社会に出てからSNS自体は必要な道具になっていくわけです。ですから、教育長も言っていましたが、小・中学校の段階から、正しい使い方を身に付けていくことが大事かなと思います。そのために大切なことは、私は子どもとよく話し合うことではないかなと考えます。

第一に、家庭ではSNSを利用させるとき、危険を含めて家族でしっかり話し合うことが大事です。その上で、子どもの話を聞いて、子どもと一緒に家庭のルールを決めて守っていく。ただ守っていくのでは親も非常にエネルギーがいりますので、やはり目標にして守っていくことが大事かなと思います。第二に、学校では、やはり学級や生徒会とかいう全体で、先生と生徒、そして児童同士で話し合いルールを決めていくことです。ですから、中学校では、さきほど教育長が言われたように、生徒会などを中心にしてルールを決めていくということが大事かなと思います。そして、その途中で、家庭への啓発にもつながっていきます。

第三に、教育委員会としましては、本日教育長からお配りいただいたような資料などを使って、事務局から校長会や副校長会、生活指導主任会において説明し啓発していくということが大事かなと思います。また、各学校はこのような資料を使って、PTA運営委員会とか、学校だよりとか、そういう場で話し合っただけでルールを決めるというような取組が必要ではないかと考えます。そして、学校、保護者、PTAが一体となった運動にしていければいいのかなと思います。

大田区立のA中学校では、生徒会における自主ルールを作るというすばらしい取組があります。その取組の結果、不登校の数も、学力も上がったということがありますので、ぜひこのA中学校の事例も生かして、いろいろな学校で取組んでいただくとありがたいなと思います。以上です。

## ○委員長

ほかにご意見、ご質問はございますか。

津村教育長、ご報告どうもありがとうございました。

それでは次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

第6号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

第7号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

第8号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第9号議案 大田区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

第10号議案 大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

以上、5件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ただいまの5件の議案については、一括して審議を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

本日提出いたしました議案5件につきましては、提出理由が全て同じであるため、一括して説明をさせていただきます。

行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度、いわゆる不服申し立てについては、処分を行った行政庁に対して申し立てを行う意義申し立てと、処分した行政庁とは別の審査庁に申し立てを行う審査請求の二つがございます。

今般、この制度を定めている行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

主な改正点は、第一に、異議申し立て制度が廃止され、審査請求に一元化されます。第二に、審査請求期間が現行の60日以内から3か月以内に延長されます。第三に、審査請求の裁決にあたっては、第三者機関が関与する方法に改められます。

この制度改正に伴い、第6号議案、第7号議案及び第8号議案の規則については、それぞれ公文書の開示、自己情報の開示、学校医等の公務災害認定等に関する各種の通知書様式に不服申し立ての請求期間を教示する一文が記載されておりますが、これを「60日以内」から「3か月以内」に修正する必要が生じました。

第9号議案、第10号議案については、条文に「異議申し立てに係る文書」の文言がございますが、制度改正に合わせてこれを「審査請求に係る文書」と修正する必要が生じました。

なお、それぞれの規則、訓令の内容自体に変更はございません。

以上により、5件の改正案のご審議をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

#### ○委員長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありますか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

第6号議案から第10号議案までについて、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第6号議案から第10号議案までについて、原案どおり決定いたします。

これもちまして、平成28年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。  
(午後2時20分 閉会)